

教育現場における熱中症事故予防に係る対応方針を刷新し、 運動場ミストシャワー・プール遮光シートを設置します

令和3年(2021年)6月14日(月)

筑面市では、公立小中学校、公立幼稚園、市内の保育所及び認定こども園における熱中症事故予防に係る対応方針として、平成30年度(2018年度)から、WBGTが28度以上の場合は屋外活動を禁止してきました。

熱中症予防には効果があったものの、一方で子どもたちの運動機会が制限されてきたことから令和3年度(2021年度)から、この方針を刷新し、WBGT28度以上31度未満を「**嚴重警戒ゾーン**」とし、新たに作成した「**熱中症予防の確認フローチャート**」に基づき、現場の教職員が屋外活動の可否を判断する仕組みを導入しました。

また、部活動時における熱中症対策として、運動場ミストシャワー、プール遮光シートを設置し、夏場の屋外活動における安全・安心な環境づくりをすすめるとともに、経口補水液、瞬間冷却剤、涼感タオルなどが入った、持ち運び可能な熱中症対策キットを全市立小中学校に導入します。

1. 教育現場における熱中症予防の対応方針の概要について

筑面市では、平成30年度(2018年度)より、WBGTが28度以上の場合、屋外活動を禁止とし、熱中症事故予防の取り組みを進めてきました。熱中症予防には効果があったものの、一方で子どもたちの運動機会が制限されてきたことから、令和3年(2021年)4月1日から、夏場の子どもたちの運動機会の確保と安全の確保の両立の観点で、学校諸活動における熱中症事故予防に係る対応方針を刷新し、新たに『**教育現場における運動や活動時の熱中症予防の対応指針**』を作成しました。

今後は、WBGT28度以上31度未満を「**嚴重警戒ゾーン**」とし、「**小中学校における熱中症予防の確認フローチャート**」や「**乳幼児における熱中症予防の確認フローチャート**」に基づき、現場の教職員が屋外活動の可否を判断することとし、市内の公立小中学校、公立幼稚園、市内の保育所及び認定こども園についてこの対応指針を適用しています。また、私立幼稚園については、市の対応方針をお知らせしています。

2. 熱中症予防のための具体的な対応方法について

(1) 屋外活動前にWBGTが28度以上に到達している場合

- ・活動実施にあたり確認フローチャートに基づき、個々の子どもの様子を確認のうえ、現場教職員が危険であると判断した場合、当該子どもの活動を中止します。
- ・活動中、子どもに頭痛等の症状が現れた場合は直ちに申し出るよう指示します。

(2) 屋外活動中にWBGTが28度以上に到達した場合

- ・直ちに活動を中断したうえで、確認フローチャートに基づき、子どもに頭痛や吐き気等の体調不良がないかの声かけを実施するなど子どもの様子を確認し、現場の教職員が危険であると判断した場合、当該子どもの活動を中止します。
- ・10分～20分おきに水分補給を行うとともに、日陰等で適度の休憩を設けます。

(3) WBGTが31度以上の屋外活動の場合

- ・WBGTが31度以上の場合は、屋外活動を禁止します。

(4) 屋内活動(体育館)において

- ・室温もしくはWBGTが28度以上31度未満の場合は、30分おきに水分補給を行い、現場の教職員がエアコン稼働の必要性を判断するとともに、室温もしくはWBGTが31度以上の場合は、必ずエアコンを稼働させ活動します。

3. 熱中症対策キットの導入について

熱中症の重症化予防の観点から、経口補水液、瞬間冷却剤、涼感タオルなどが入った、持ち運び可能な熱中症対策キットを全市立小中学校に導入し、熱中症対策を強化しました。

4. 運動場ミストシャワーとプール遮光シートの導入について

中学校の部活動時における熱中症対策として、運動場内で日陰となる場所にミストシャワーを設置し、部活動中の生徒が一時的に涼しく休憩できる場所を確保します。また、部活動でプールを利用する中学校において、遮光シートを設置します。

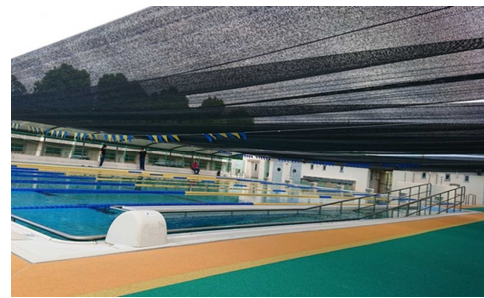
【設置校】

運動場ミストシャワー：中学校 6 校全校、小中一貫校 2 校全校

プール遮光シート：中学校 5 校（水泳部がある中学校）



運動場ミストシャワー(イメージ写真)



プール遮光シート(イメージ写真)

5. 児童生徒用と保護者用のリーフレット作成について

発達段階に合わせて分かりやすく熱中症予防対策について周知するために、小学校1～3年生用、小学校4～6年生用、中学生用のイラスト入りリーフレットを作成しました。今後、全児童生徒に配布します。また、保護者用のリーフレットも作成し、ホームページ上に掲載し周知しています。



箕面市 HP 熱中症予防対応方針

6. 今までの取り組みと今後の予定について

- 令和3年4月～ 『教育現場における運動や活動時の熱中症予防の対応指針』の適用開始
 - ・教職員向け研修会と子ども向け学習会を実施
- 令和3年5月～
 - ・熱中症対策キットを各学校に導入
 - ・児童生徒用と保護者用のリーフレットを作成
- 令和3年6月～ 運動場ミストシャワーとプール遮光シートの設置予定

問い合わせ先

■熱中症対応指針（小中学校）について

子ども未来創造局 学校教育室 電話：072-724-6761（直通）

■熱中症対応指針（幼稚園・保育所）について

子ども未来創造局 保育幼稚園総務室 電話：072-724-6771 直通

■ミストシャワーと遮光シートについて

子ども未来創造局 学校施設管理室 電話：072-724-6973（直通）